

第 3 8 5 2 号議案
第 3 8 5 3 号議案
第 3 8 5 4 号議案
第 3 8 5 5 号議案

第 2 4 9 回福岡県都市計画審議会 委員用資料

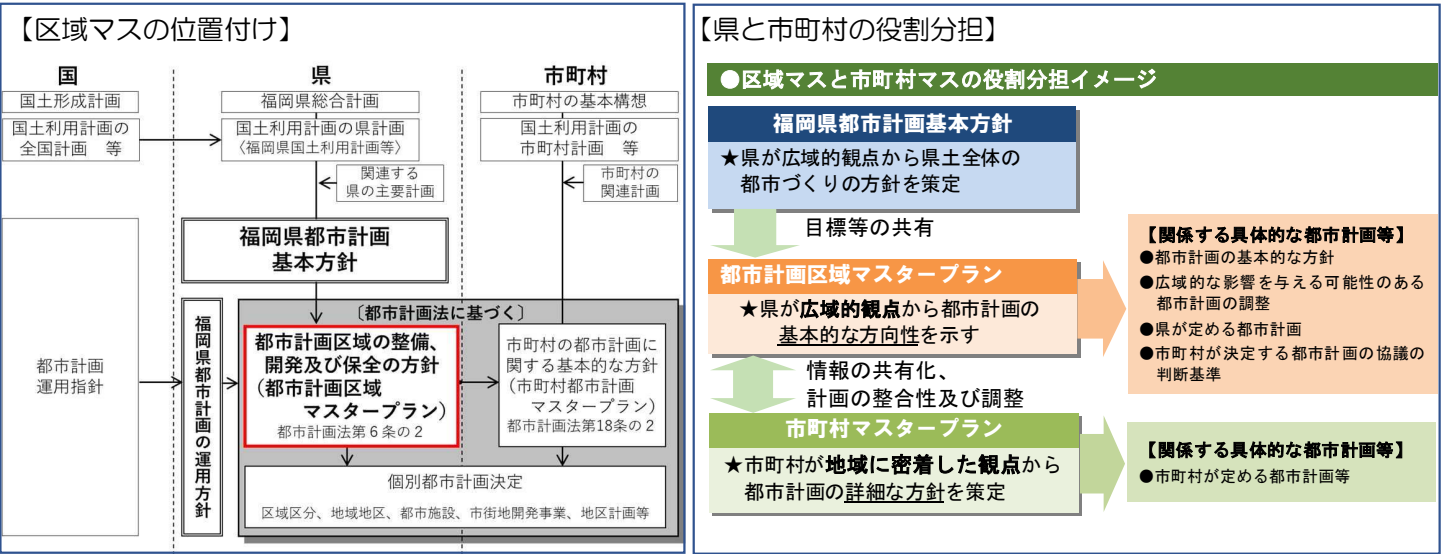
令和 8 年 7 月 1 日（水）

「都市計画区域の整備及び保全の方針」の見直しについて

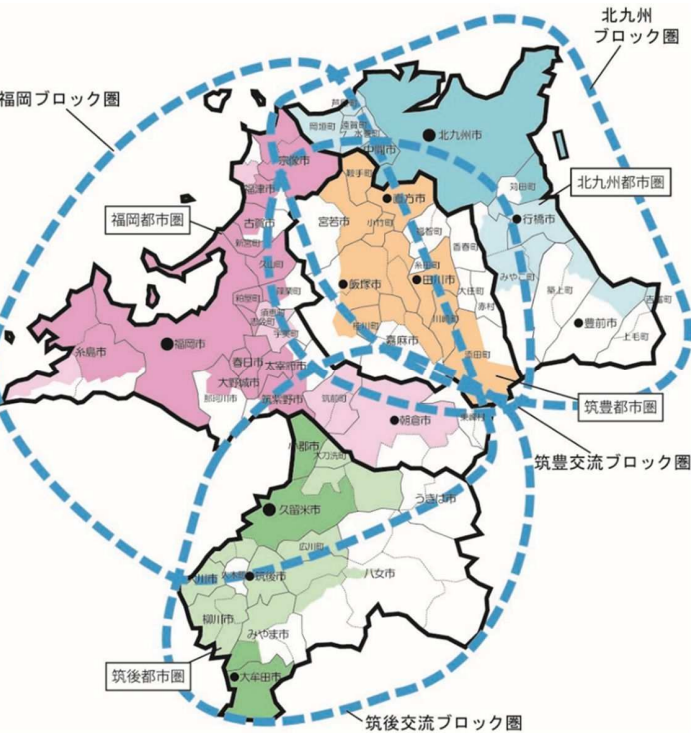
（１）都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の概要について

「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」とは…

都市計画法第6条の2の規定に基づき、おおむね20年後の都市の姿を展望し、都市計画区域全体を対象として、一市町村を超える広域観点から「都市計画の目標」「区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針」等を定めている計画（都市計画区域マスタープラン、以下「区域マス」）



本県の圏域構造の実態を把握し効果的な都市計画を進めていくためには、福岡県全体を広域的・重層的に捉えた圏域レベルで都市計画を推進していくことが必要であり、以下**4都市圏毎に区域マスを作成**している。



○福岡都市圏	
都市計画区域	範囲
福岡広域都市計画区域	福岡市の一部、筑紫野市の一部、春日市、大野城市、宗像市の一部、太宰府市の一部、古賀市の一部、福津市の一部、糸島市の一部、那珂川市の一部、篠栗町の一部、志免町、新宮町の一部、久山町、粕屋町
宇美須恵都市計画区域	宇美町の一部、須恵町
津屋崎都市計画区域	福津市の一部
二丈都市計画区域	糸島市の一部
朝倉筑前都市計画区域	朝倉市の一部、筑前町
合計	11市8町
○北九州都市圏	
都市計画区域	範囲
北九州広域都市計画区域	北九州市の一部、中間市、苅田町の一部
遠賀広域都市計画区域	岡垣町、遠賀町、水巻町、芦屋町
京築広域都市計画区域	行橋市、豊前市の一部、吉富町、みやこ町の一部、築上町の一部
合計	4市8町
○筑後都市圏	
都市計画区域	範囲
久留米小郡都市計画区域	久留米市の一部、小郡市
大牟田都市計画区域	大牟田市、みやま市の一部
北野大刀洗都市計画区域	久留米市の一部、大刀洗町
筑後中央広域都市計画区域	久留米市の一部、八女市の一部、筑後市、柳川市、大川市、みやま市の一部、広川町
田主丸都市計画区域	久留米市の一部
合計	8市2町
○筑豊都市圏	
都市計画区域	範囲
筑豊広域都市計画区域	直方市、飯塚市の一部、田川市、嘉麻市の一部、宮若市の一部、鞍手町、桂川町の一部、川崎町、小竹町、添田町の一部
合計	5市5町

（２）今回の見直しの概要について

- 福岡県では、社会状況の変化や「都市計画に関する基礎調査」の結果を踏まえて、おおむね5年を目途に区域マスの定期的な見直しを行っている。
- 今回の見直しは、令和2年に実施された「国勢調査」、及び令和4年に実施した「都市計画に関する基礎調査」の結果を踏まえて行うもの。
- 主な変更内容については、次の**１**から**４**のとおり。

1. 令和7年10月策定の福岡県都市計画基本方針の内容反映

現行の集約型の都市づくりを継承しつつ、新たに多様な価値観を包摂した、災害に強い都市づくりの実現に向けた都市計画の決定等の方針を記載

○「多様な価値観を包摂した都市づくり」

多様な価値観による働き方、住まい方が選択できる都市づくりの視点を追加

➡商業業務地におけるワーク・ライフ・プレイの推進、交通体系の整備におけるデジタル技術(AI)を活用したスマート交通や新たなモビリティの導入検討等 を加えて柔軟な都市構造へ転換、場所や働き方を自由につなぐ人々の幸福度向上。

○「災害に強い都市づくり」

激甚化・頻発化する自然災害から安全に人を守る都市づくりの視点を追加

➡配慮すべき対象ゾーンの種類、都市計画制度による地域毎の土地利用方針等 実現に向けた都市計画の運用開始。

2. 各種数値目標の時点修正

○ 目標年次（R12）における、都市計画区域及び市街地内の「おおむねの人口」等を時点修正

		【福岡広域都市計画区域】		【北九州広域都市計画区域】		【久留米小郡都市計画区域】		【大牟田都市計画区域】	
		令和2年	令和12年	令和2年	令和12年	令和2年	令和12年	令和2年	令和12年
人口	都市計画区域内人口	2,493千人	2,561千人	1,015千人	950千人	299千人	292千人	121千人	106千人
	市街地内人口	2,378千人	2,447千人	974千人	918千人	255千人	249千人	109千人	98千人

3. 図面の修正

○ 区域マスと同時に決定する都市計画区域の拡大反映

北九州都市圏の京築広域都市計画区域にみやこ町の一部（勝山・犀川地区の一部）を編入

○ 拠点区域の明示・変更

都市機能の集積を図る「広域拠点・拠点」のうち以下の箇所について、用途地域の変更等に伴い区域を明示（明示）地下鉄橋本駅周辺、JR 海老津駅周辺、JR 遠賀川駅周辺、JR・平成筑豊鉄道田川伊田駅周辺（変更）JR 新飯塚駅周辺、町立病院周辺<鞍手町>、JR 門司港駅周辺

4. 文言等の時点修正、表現方法の変更

○ 判読性向上のため「大規模集客施設の種類及び規模等と立地区分」の表現方法の変更

広域拠点以外の地域における「対象施設規模の上限」、「政令市における取り扱い」を明示

○ 事業の完了や着手に伴う主要な施設の整備箇所の変更 等

（３）スケジュール（予定）について

